

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

1 盗撮について

(1) 職 員 市立特別支援学校 教諭 (60代)

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処 分 事 由

当該職員は、令和5年8月2日（水）午後、福岡市中央区のラブホテルにおいて、デリバリーヘルスを2回利用し、各女性従業員から性的サービスを受ける様子をスマートフォン及びノートパソコンによりそれぞれ盗撮した。

(4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」を行った。

2 体罰について

(1) 職 員 南区 市立小学校 教諭 (30代)

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処 分 事 由

当該職員は、令和5年7月18日（火）担任する学級の児童を指導する際に立たせ、児童1名を約4時間、児童2名を約3時間、児童2名を約1時間継続して立たせたままにした。

(4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」、教頭に対し「厳重注意」を行った。

【問い合わせ先】

服務指導課長 重村、服務指導係長 井手

電話：711-4813（内線：3664）